

小浜市『食のまちづくり』条例

ダイジェスト版



平成13年9月26日制定
平成14年4月1日施行

まずは前文と総則です。
前文では、食のまちづくりに取り組む理由や意味を、総則では、この条例の目的や語句の定義、基本理念などについて定めています。

前文・第一章

前文

◇小浜市には、全国に誇るべき御食国の歴史があります。
前文ではこの歴史に基づいて食のまちづくりに取り組むことが、小浜市にとってふさわしく、最も価値の高いものであると認識をうたっています。

総則

第一条～第三条

◇目的
市、市民、事業者が協力しあって食のまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある小浜市を形成するためにこの条例を制定しました。
◇定義
この条例で使用している語句のうち「食」「食のまちづくり」「身土不二」「地産地消」の意味を明らかにしました。
◇基本理念
食のまちづくりを推進する上で基本となる理念を、五項目にわたって決めました。

市、市民、事業者等が互いに理解しあい、協力しあって取り組んでいくことを協働としています。多くの人に参画していただき、協働して食のまちづくりを推進していくため、この条例では次のように定めています。

第二章～第四章

共通理解

第四条～第六条

◇市が実施する食のまちづくりについて市民の皆さんや事業者の皆さんに理解していただき、協力しあっていけるよう努めます。
◇小浜市に存在する食について理解を深めていきます。

食のまちづくりの基本原則

第七条～第十四条

◇食のまちづくりの理解推進のため普及啓発活動を行います。
◇意識の高揚を図り、参画を奨励します。
◇市民から広く意見を聞き、施策に反映するよう努めます。
◇食のまちづくり全般に関する情報を提供するよう努めます。

計画の策定

第十五条～第十八条

◇市は食のまちづくりに関する計画を策定し、公開します。
◇地区において、振興計画を作成していただきます。市はその活動を支援します。

市民の皆さん、事業者のみなさんともに食のまちづくりに取り組みましょう！

条例では、食のまちづくりの6つの分野について、市民の皆さん、事業者の皆さんといっしょになって取り組む内容が示されています。

例えば…

- ★産業の振興のためにできるだけ、地元の製品、産品を利用しましょう
- ★環境の保全のために、身の回りのできることから取り組みましょう
- ★健康のため、地産地消に心がけましょう
- ★教育という観点からそれぞれの立場で健康的な食について理解し、取り入れ、次の世代に継承していきましょう
- ★観光振興のため、市外の人々を迎えるもてなしの心を育み、交流しましょう
- ★安全で安心なまちづくりを行っていくため、地域ぐるみで青少年の育成に努めましょう



食のまちづくりとして取り組む分野は次の6つです。

第五章

産業の振興

第十七条

◇食に関連の深い農林水産業をはじめ、産業活動全体の活性化を支援します。

環境の保全

第十八条

◇豊かな食を育む自然環境や水質、耕地や景観の保全に努めます。

福祉および健康の増進

第十九条

◇市民の福祉および健康の増進を図るため、**身土不二**※1の考え方に基いて**地産地消**※2を奨励します。
◇食の調和と健康との関わりについて研究を進め、啓発活動を行います。

※1 身土不二

人は、生まれ育った土地および環境と密接なつながりを持っており、その土地で生産されたものを食することが最も身体に良いとすることをいいます。

※2 地産地消

地元で生産されたものを食することをいいます。

教育および伝承

第二十条

◇教育機関等を通じて、食の重要性を普及します。
◇食に関する作法が次世代に継承されるようにします。
◇食に関する生涯学習の機会をつくらせていきます。
◇郷土に息づく食と食に関する文化について研究し啓発していきます。

観光および交流

第二十一条

◇次のような取り組みにより、観光の振興と交流の促進を図っていきます。
・食および食に関する文化を活用すること
・観光資源を保全し価値を高めること
・施設を整備し適宜の催しを開催すること
・御食国大使等を通じて広報活動を行うこと
・人材を育成すること



安全で安心な食のまちづくり

第二十二条

◇安全な食が提供されるように施策を講じるとともに、安心できる環境を整えます。

その他、次のような点についても定めています。

第八章～第八章

食のまちづくりの評価

第二十三条～第二十四条

◇社会や時代の状況に照らして、食のまちづくりが市民の皆さんにとって価値あるものとなっているかどうか評価を行います。
◇この評価に基づいて、食のまちづくり全体の調整を行います。

食のまちづくりを推進しやすくするための体制の整備

第二十五条～第三十条

◇食のまちづくりを推進しやすくするために次のような体制を整えます。
・市民の皆さんの意見を聞くためプロジェクトチームなどを設置するほか、広く意見を聞く体制を整えます
・食のまちづくりの充実のため、他の自治体との連携や国際的な連携を図ります
・各地区の振興計画を策定する活動を支援します
・食のまちづくり推進において顕著な功績があった人や団体を表彰します

この条例について

第二十一条～第三十二条

◇社会や時代の状況に照らして、この条例が小浜市にふさわしいものであり続けているかどうか検討を加えます。



